

登米市林道施設長寿命化計画 (個別施設計画)

計画期間

自 令和 3年4月 1日

至 令和13年3月31日

登米市産業経済部農林振興課

令和3年3月

1 基本的事項

本市では、令和3年3月時点で林道施設である林道橋を66橋管理しており、全体の約6割が架設後50年を経過している（表1・図1）。また、10年後には約9割、20年後には全ての林道橋が架設後50年を経過することとなる（図2）。

財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）」によると橋りょうの耐用年数は60年であるが、既に耐用年数を超えている林道橋は13橋存在しており、今後大規模補修や架替が集中し維持管理経費が急増する状況にある。

林道施設の定期的な点検・診断により現状を把握するとともに、維持管理等にあたって持続可能なメンテナンスサイクルを構築し、林道施設が求められる機能を適切に発揮し続けるための長寿命化、維持管理費用の縮減及び平準化を図ることが重要である。

なお、本計画は平成28年12月に策定した「登米市公共施設等総合管理計画」に基づく行動計画として位置付けるものである。

表1 管理する林道橋の種別等

橋種別	鋼橋	4橋 (6.1%)	架設後経過年数別	60年以上	13橋 (19.7%)
	RC橋	6橋 (9.1%)		50～59年	29橋 (43.9%)
	PC橋	56橋 (84.8%)		40～49年	16橋 (24.2%)
橋長別	15m以上	1橋 (98.5%)		30～39年	8橋 (12.1%)
	15m未満	65橋 (1.5%)		29年以下	0橋 (0.0%)

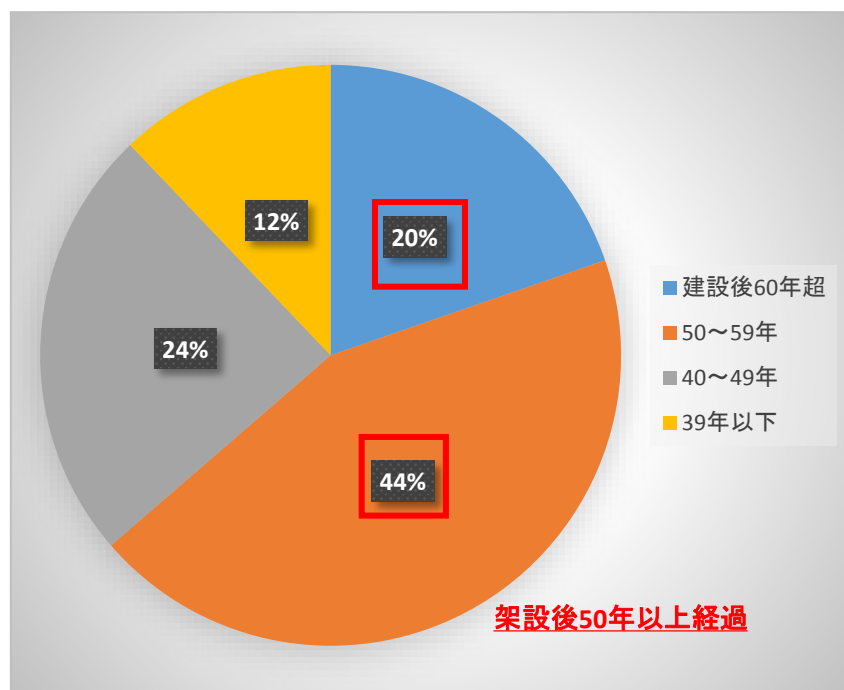


図1 林道橋架設数の推移

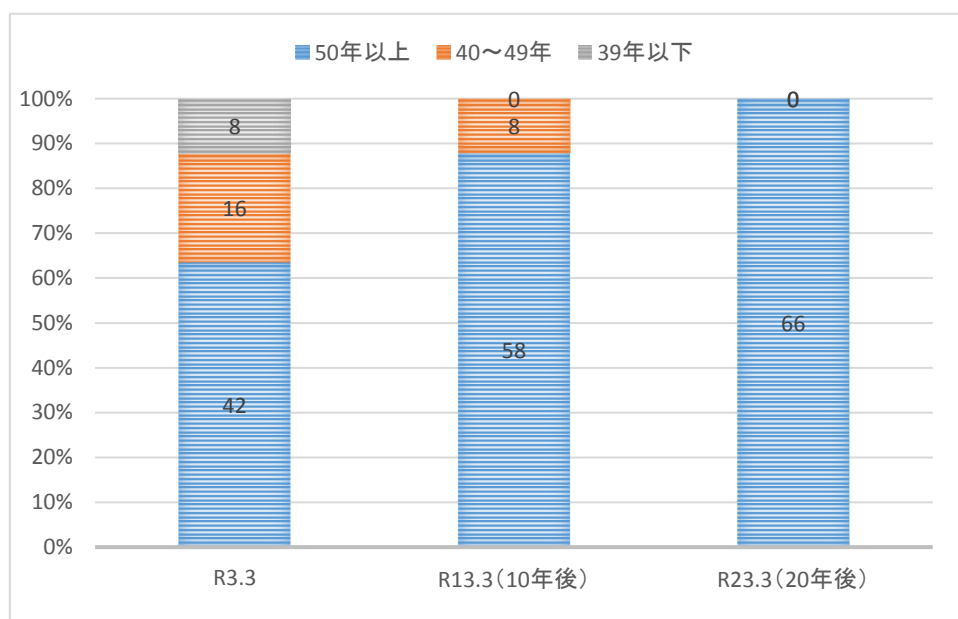


図2 架設後経過年数別割合の推移

2 対象施設

本計画の対象とする施設は本市が管理するすべての林道橋とし、詳細は別紙（一覧表）のとおりである。なお、管理する林道橋の損傷状況を定期点検により把握し、健全性の判定により老朽化対策の必要性及びその緊急性を評価する。

表2 健全性の判定区分

区 分		状 態
I	健 全	林道橋梁の機能に支障が生じていない状態。
II	予防措置段階	林道橋梁の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態。
III	早期措置段階	林道橋梁の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	林道橋梁の機能に支障が生じている。または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講じないと通行に支障がある状態。

3 計画期間

本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、5年ごとに見直しを行うこととする。

4 施設の優先度

本計画における施設ごとの優先度は別紙（一覧表）のとおりとし、損傷の程度のほか交通量、森林施業や代替路線の有無などを考慮して決定する。

5 施設の状態等

対象の林道橋について点検を実施した結果、軽微でない損傷が認められた林道橋（健全性ⅡまたはⅢ）は 54 橋（全体の 81.8%）、うち早期に補修の必要がある林道橋（健全性Ⅲ）は 18 橋（全体の 27.3%）であった（表 3）。なお、林道崩落等により現地踏査できない 2 橋については点検不可となっており、林道の復旧完了後すみやかに点検を実施する。

林道橋ごとの詳細な状態については別紙（個票）のとおりである。

表 3 林道橋の点検結果（R2 点検完了時点）

健全性	I	II	III	IV	点検不可	合計
橋梁数	10 橋 (15.2%)	36 橋 (54.5%)	18 橋 (27.3%)	0 橋 (0%)	2 橋 (3.0%)	66 橋 (100.0%)
鋼橋	0 橋 (0.0%)	1 橋 (1.5%)	1 橋 (1.5%)	0 橋 (0%)	2 橋 (3.0%)	4 橋 (6.1%)
PC 橋	2 橋 (3.0%)	3 橋 (4.5%)	1 橋 (1.5%)	0 橋 (0%)	0 橋 (0%)	6 橋 (9.1%)
RC 橋	8 橋 (12.1%)	32 橋 (48.5%)	16 橋 (24.2%)	0 橋 (0%)	0 橋 (0%)	56 橋 (84.8%)

6 対策内容と実施時期

「4 施設の優先度」及び「5 施設の状態等」を踏まえ、施設ごとに講じる対策の内容及び実施の時期について別紙（一覧表）のとおり計画する。実施の時期について、健全性Ⅱの林道橋は次回の定期点検時までには健全性Ⅲへと進行しないよう日常の維持管理の中で予防的な対策の実施に努め、健全性Ⅲの林道橋は測量設計等の事前準備を行いながら計画的な修繕に当たることとする。なお、他林道橋の実施や予算状況を考慮し柔軟な運用に努める。

なお、点検については、全橋りょうの定期点検（5年に1回）を実施し、橋の損傷度を把握する。定期点検は分散し毎年実施することとし（表 4）、林道橋ごとの詳細な点検予定については別紙（個票）のとおりである。

表4 定期点検のスケジュール表

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
委託	0 橋	8 橋	0 橋	0 橋	5 橋
直営	12 橋	9 橋	10 橋	11 橋	9 橋
合計	12 橋	17 橋	10 橋	11 橋	14 橋

※点検不可の2橋については、点検実施後にスケジュール表に追加する。

7 対策費用

個別施設ごとの対策費用（概算）については別紙一覧表のとおりである。なお、この金額は計画策定時点におけるものであり、具体の工事発注時における詳細な設計や社会情勢の変化等により金額に変動が生じる場合がある。